

令和5年度魚津市保育料金額表（令和5年9月から）

- ・ 1歳児（4月1日時点で1歳の児童）以上及び第2子以降の0歳児の保育料は無料
- ・ 第1子の0歳児の保育料は下記金額表のとおり

（単位：円）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）	
階層区分	定 義	第1子の0歳児	
		標準時間	短時間
1階層	生活保護世帯	0	0
2階層	市町村民税非課税世帯	0	0
3-1階層	市町村民税所得割課税額 24,000円未満	10,300	10,100
3-2階層	市町村民税所得割課税額 24,000円以上 48,600円未満	11,800	11,600
4-1階層	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 61,600円未満	17,300	17,000
4-2階層	市町村民税所得割課税額 61,600円以上 84,500円未満	23,100	22,700
4-3階層	市町村民税所得割課税額 84,500円以上 97,000円未満	28,200	27,700
5-1階層	市町村民税所得割課税額 97,000円以上 138,500円未満	32,100	31,600
5-2階層	市町村民税所得割課税額 138,500円以上 169,000円未満	36,600	36,000
6-1階層	市町村民税所得割課税額 169,000円以上 211,500円未満	38,400	37,700
6-2階層	市町村民税所得割課税額 211,500円以上 301,000円未満	39,600	38,900
7階層	市町村民税所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	43,200	42,500
8階層	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	46,400	45,600

（注）

- ① 保護者の就労等により保育を必要とする子どものうち満3歳以上の児童は2号認定、満3歳未満の児童は3号認定、保育を必要としない満3歳以上の児童は1号認定となります。
- ② 標準時間は最大11時間の保育利用時間、短時間は最大8時間の保育利用時間をいいます。
- ③ 階層区分は、父母の課税額の合計により決定するほか、同居の祖父母等、父母以外の扶養義務者の課税額を合算し決定する場合があります。
- ④ 4月から8月までの保育料は令和4年度の市町村民税所得割課税額、9月から3月までの保育料は令和5年度の市町村民税所得割課税額で決定します。
なお、市町村民税所得割課税額を計算する際は、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除等）は適用されません。

◆保育料の主な軽減措置※

- ① 第1子の0歳児のうち、市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯は、半額
- ② 第1子の0歳児のうち、母子世帯、父子世帯、身体障害者手帳の交付を受けた方、療育手帳の交付を受けた方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当支給対象児、障害基礎年金等の受給者のいる世帯で、市町村民税所得割課税額が77,101円以上の場合は半額、77,101円未満の場合は無料

【保育料の納入等については裏面参照】

◆保育料のしくみ(算定基準及び算定対象者)

教育・保育にかかる費用は、子ども・子育て支援法により保護者、国、県、市が一定の基準額を負担することになっています。なお、保育料の金額は下記の基準により決定します。

- ・算定基準 4月～8月分・・・令和4年度市町村民税所得割課税額
9月～3月分・・・令和5年度市町村民税所得割課税額
- ・算定対象者 児童の父母（ただし、父母の所得が一定以下の場合、入所児童と同居している扶養義務者も含む。）

◆保育料の納入について

・市内公立保育所・市外私立保育所

保育料の納入期限は、毎月15日（その日が土曜日又は休日等にあたる場合はその翌日）です。納入方法は、口座振替をお願いしています。保育料を口座振替できない場合は、魚津市が発行する納入通知書により指定する金融機関等でお支払ください。

・市内公立保育所・市外私立保育所以外の園(例：認定こども園・市外公立保育所等)

納入方法等については園へお問い合わせください。

魚津市役所こども課保育係
(1階①番窓口)

電話 0765(23)1079

FAX 0765(23)1061

E-mail kodomo@city.uozu.lg.jp